

事務連絡

各都道府県 指定都市 中核市 障害保健福祉部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企画課
障害福祉課

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項等について

標記については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成 19 年 3 月 28 日障企発第 0328002 号・障障発第 0328002 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知。以下「適用関係通知」という）で示しするとともに、障害保健福祉関係主管課長会議において適切な運用に努めていただくよう周知しているところである。

しかしながら、その運用に関して障害者の個々の実態に即したものとない等々の声も寄せられていることを踏まえ、各市町村における具体的な運用等についての実態調査を実施したところである。

本調査結果は別添のとおりであるが、自立支援給付と介護保険制度との適用関係に係る留意事項を下記のとおりまとめたので、御了知の上、管内市町村、関係機関に周知徹底いただくとともに、その運用に遺漏なきようお願いしたい。

なお、本事務連絡については、老健局とも協議済みであることを念のため申し添える。介護保険担当課室へも本事務連絡を情報提供し、適宜、連携を図るようお願いしたい。

記

1. 介護給付費等と介護保険制度との適用関係について

(1) 障害福祉サービスに相当する介護保険サービスの特定について

適用関係通知において、市町村は、介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、適切に判断することとしているが、改めて各市町村においては、適切な運用をお願いしたい。

(2) 具体的な運用について

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合であっても、当該サービスの利用について介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能であることとしている。市町村においては、当該介護給付費等を支給する場合の基準を設けている場合であっても、当該基準によって一律に判断するのではなく、介護保険サービスの支給量・内容では十分なサービスが受けられない場合には、介護給付費等を支給するなど、適切な運用に努められたい。

また、障害福祉サービス利用者が要介護認定等を受けた結果、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の範囲内では、利用可能なサービス量が減少することも考えられる。しかし、介護保険利用前に必要とされていたサービス量が、介護保険利用開始前後で大きく変化することは一般的には考えにくいことから、個々の実態に即した適切な運用をお願いしたい。

2. 介護保険制度の円滑な利用に当たっての留意点

(1) 障害福祉サービス利用者への介護保険制度の案内について

要介護認定等の申請は、申請に係る者の状態について大きな変更が生ずることが見込まれないということから、65 歳到達日（誕生日の前日）、特定疾病に該当する者の 40 歳到達日（誕生日の前日）又は適用除外施設退所日（以下「65 歳到達日等」という。）の 3 カ月前以内に要介護認定等申請を受理し、65 歳到達日等に認定することを運用上の対応として

可能としている。

そのため、障害福祉サービス利用者の介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間を考慮して 65 歳到達日等前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うこと。

その際には、単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員から、又は、(3) に示しする相談支援専門員から直接、介護保険制度について説明を行うことが望ましい。

(2) 障害福祉サービス利用者等に対する介護保険制度との併給が可能な旨の案内について

介護保険法の規定による保険給付が優先されることが、あたかも介護保険のみの利用に制限されるという誤解を障害福祉サービス利用者に与えることのないよう、適用関係通知（2）②の場合や③の場合については介護給付費等の支給が可能な旨、利用者及び関係者へ適切に案内を行うこと。

(3) 指定特定相談支援事業者と指定居宅介護支援事業者等との連携について

障害福祉サービス利用者が介護保険サービスを利用するに当たっては、障害者が適切なサービスを受けられるよう

- ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）における指定特定相談支援事業所の相談支援専門員がモニタリングを通じて、必要な介護保険サービスを円滑に利用できるよう利用者に対し、介護保険制度に関する案内を行うことや、介護保険サービスの利用に際しては、本人に了解の上、利用する指定居宅介護支援事業所等に対し、利用者の状態や障害福祉サービスの利用状況等サービス等利用計画に記載されている情報を提供することや、介護保険サービス利用開始後も引き続き障害福祉サービスを利用する場合は、サービス担当者会議等を活用して相談支援専門員と介護支援専門員が随時情報共有を図ること等必要な案内や連携を行うこと等の周知をお願いしたい。

※なお、ここでいう「指定居宅介護支援事業者等」とは、小規模多機能型居宅介護や介護老人福祉施設のように、人員配置基準において介護支援専門員の配置が義務づけられている事業者を含むものである。

3. 要介護認定等の申請について

介護保険の被保険者である障害者については、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る介護保険給付を受けることが可能か否か等について判断するためにも、障害者の生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、まずは、要介護認定等申請を行っていただいた上で介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当である。

したがって、要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう働きかけること。

4. 指定障害者支援施設等入所者の要介護認定等について

介護保険適用除外施設である指定障害者支援施設等入所者は、介護保険サービスに相当する介護サービスが提供されていること等の理由から、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされている。一方で、個々の事情に応じて介護保険適用除外施設を退所又は退院することもあり得るが、その場合には介護保険の被保険者となり、介護保険法に基づく要介護認定等を受けることにより、これに応じた介護保険サービスを利用することが可能となる。

この点、例えば、介護保険適用除外施設からの退所者が介護老人福祉施設等へ入所しようとする場合には、通常、一定の期間を要することから、指定障害者支援施設等の退所日と要介護認定申請の時期の兼ね合いで必要な手続きや調整が円滑に行われにくいという指摘があるが、介護保険サービスの利用を円滑に進めるために、関係者間での密な情報共有や連携を図ることにより、柔軟に対応願いたい。

北海道における医療機能ごとの病床の状況

現状：2014年7月1日時点の機能として、各医療機関が自主的に選択した機能の状況です。

二次医療圏		全体	許可病床数				
			高度急性期	急性期	回復期	慢性期	無回答
南渡島圏域	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町	5,765床	353床	3,469床	514床	1,290床	139床
南檜山圏域	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町	454床	0床	195床	17床	242床	0床
北渡島檜山圏域	八雲町、長万部町、せたな町、今金町	993床	0床	405床	33床	536床	19床
札幌圏域	中央区、北区、東区、白石区、厚別区、豊平区、清田区、南区、西区、手稲区、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村	34,479床	3,928床	15,866床	2,085床	12,100床	500床
後志圏域	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、二セコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村	3,110床	8床	1,544床	250床	1,302床	6床
南空知圏域	夕張市、岩見沢市、美瑛市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町	2,345床	59床	1,324床	44床	918床	0床
中空知圏域	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町	2,072床	26床	918床	60床	1,068床	0床
北空知圏域	深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町	677床	0床	270床	0床	407床	0床
西胆振圏域	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町	3,760床	105床	1,447床	499床	1,461床	248床
東胆振圏域	苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町	2,207床	27床	1,354床	240床	586床	0床
日高圏域	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町	717床	0床	324床	0床	349床	44床
上川中部圏域	旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、幌加内町	6,738床	1,353床	2,947床	402床	1,958床	78床
上川北部圏域	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町	1,004床	11床	549床	62床	335床	47床
富良野圏域	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村	510床	0床	335床	0床	175床	0床
留萌圏域	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町	763床	0床	406床	80床	225床	52床
宗谷圏域	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町	771床	0床	480床	101床	166床	24床
北網圏域	北見市、網走市、大空町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、訓子府町、置戸町	2,892床	200床	1,633床	142床	779床	138床
遠紋圏域	紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町	1,327床	93床	682床	48床	448床	56床
十勝圏域	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町	4,618床	697床	1,971床	479床	1,440床	31床
釧路圏域	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町	3,638床	566床	1,840床	199床	914床	119床
根室圏域	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町	587床	0床	311床	34床	189床	53床
北海道合計		79,427床	7,426床	38,270床	5,289床	26,888床	1,554床

二次医療圏	2025年の必要病床数（床）					人口推計(人)				75歳以上 人口比較 2025/2015
	うち 高度急性期	うち 急性期	うち 回復期	うち慢性期		(国立社会保障・人口問題研究所)				
						2010年	2025年	差引	増減率	
				最小値	最大値					
南渡島	585	1,759	1,609	826	895	402,527	333,448	-69,079	-17.2%	18.9%
南檜山	*	56	119	48	70	26,282	19,126	-7,156	-27.2%	5.6%
北渡島檜山	18	103	195	165	228	41,057	32,222	-8,835	-21.5%	4.2%
札 幌	3,913	10,951	8,863	10,185	11,999	2,342,333	2,293,364	-48,969	-2.1%	48.6%
後 志	164	638	852	874	1,264	232,929	183,571	-49,358	-21.2%	11.9%
南空知	98	474	706	456	645	181,884	144,999	-36,885	-20.3%	12.8%
中空知	124	424	433	383	626	118,658	91,602	-27,056	-22.8%	9.9%
北空知	17	100	152	84	252	35,704	27,113	-8,591	-24.1%	9.6%
西胆振	279	800	616	597	1,127	200,229	170,061	-30,168	-15.1%	21.0%
東胆振	233	752	796	627	677	216,052	197,344	-18,708	-8.7%	35.1%
日 高	20	103	258	194	255	75,321	60,568	-14,753	-19.6%	11.7%
上川中部	689	1,795	1,601	1,393	1,528	403,245	253,914	-49,331	-12.2%	30.0%
上川北部	63	229	250	183	249	71,630	59,011	-12,619	-17.6%	8.7%
富良野	25	120	176	156	165	45,484	39,081	-6,403	-14.1%	11.0%
留 萌	35	142	190	107	195	53,103	40,151	-12,952	-24.4%	9.2%
宗 谷	28	127	270	152	156	73,447	59,908	-13,539	-18.4%	15.4%
北 網	275	790	740	501	641	233,653	202,032	-31,621	-13.5%	23.9%
遠 紋	46	186	284	130	261	76,346	60,635	-15,711	-20.6%	9.1%
十 勝	363	1,141	1,200	1,230	1,356	348,584	317,110	-31,474	-9.0%	26.4%
釧 路	355	1,139	764	508	750	247,316	204,457	-42,859	-17.3%	23.5%
根 室	20	97	235	125	144	80,564	70,267	-10,297	-12.8%	23.4%
合 計	7,348	21,927	20,310	18,925	23,485	5,506,348	4,959,984	-546,364	-9.9%	28.7%

※＊は10未満のため秘匿している。

2025年の医療機能別必要病床数の推計結果

(二次医療圏別・高度急性期～急性期：医療機関所在地ベース、回復期～慢性期：患者所在地ベース)

二次医療圏	2013年 の病床数 ①	基 準 病床数 ②	2025年の必要病床数 (床)									
			4医療機能 合計		2013年との差				基準病床数との差			
			最小値 ③	最大値 ④	最小値		最大値		最小値		最大値	
					③-①	増減率	④-①	増減率	③-②	増減率	④-②	増減率
南渡島	6,130	4,475	4,778	4,848	-1,352	-22.1%	-1,282	-20.9%	303	6.8%	373	8.3%
南檜山	450	213	223	245	-227	-50.4%	-205	-45.6%	10	4.7%	32	14.9%
北渡島檜山	1,005	389	481	543	-524	-52.1%	-462	-45.9%	92	23.7%	154	39.7%
札 幌	36,265	27,314	33,912	35,726	-2,353	-6.5%	-539	-1.5%	6,598	24.2%	8,412	30.8%
後 志	3,471	2,103	2,529	2,919	-942	-27.2%	-552	-15.9%	426	20.2%	816	38.8%
南空知	2,390	1,402	1,734	1,923	-656	-27.4%	-467	-19.5%	332	23.7%	521	37.2%
中空知	2,114	1,343	1,363	1,607	-751	-35.5%	-507	-24.0%	20	1.5%	264	19.7%
北空知	747	408	353	522	-394	-52.8%	-225	-30.2%	-55	-13.5%	114	27.9%
西胆振	3,872	2,657	2,292	2,823	-1,580	-40.8%	-1,049	-27.1%	-365	-13.7%	166	6.2%
東胆振	2,441	1,959	2,408	2,458	-33	-1.4%	17	0.7%	449	22.9%	499	25.5%
日 高	758	393	575	636	-183	-24.1%	-122	-16.1%	182	46.4%	243	61.8%
上川中部	7,223	5,521	5,479	5,614	-1,744	-24.2%	-1,609	-22.3%	-42	-0.8%	93	1.7%
上川北部	1,021	682	725	791	-296	-29.0%	-230	-22.5%	43	6.3%	109	16.0%
富良野	539	329	477	486	-62	-11.5%	-53	-9.9%	148	44.9%	157	47.6%
留 萌	768	394	473	561	-295	-38.4%	-207	-27.0%	79	20.2%	167	42.4%
宗 谷	775	441	577	581	-198	-25.6%	-194	-25.0%	136	30.7%	140	31.8%
北 網	3,323	2,241	2,307	2,447	-1,016	-30.6%	-876	-26.4%	66	2.9%	206	9.2%
遠 紋	1,210	724	646	777	-564	-46.6%	-433	-35.8%	-78	-10.8%	53	7.3%
十 勝	4,741	3,472	3,934	4,060	-807	-17.0%	-681	-14.4%	462	13.3%	588	16.9%
釧 路	3,697	2,832	2,767	3,009	-930	-25.2%	-688	-18.6%	-65	-2.3%	177	6.2%
根 室	616	356	477	495	-139	-22.6%	-121	-19.6%	121	33.9%	139	39.2%
合 計	83,556	59,648	68,509	73,070	-15,047	-18.0%	-10,486	-12.6%	8,861	14.9%	13,422	22.5%

市町村名	受診率(%)		受診者数(人)		市町村名	受診率(%)		受診者数(人)	
	2013年	2014年	2013年	2014年		2013年	2014年	2013年	2014年
音威子府村	11.48%	13.28%	14	17	白老町	15.83%	13.48%	455	395
中川町	37.96%	35.19%	123	114	厚真町	33.56%	32.45%	292	282
幌加内町	5.93%	6.98%	21	22	洞爺湖町	7.03%	7.86%	122	141
留萌市	3.72%	5.57%	120	182	安平町	8.04%	7.61%	109	104
増毛町	17.69%	17.66%	181	184	むかわ町	14.77%	14.06%	214	213
小平町	6.83%	7.25%	43	45	日高町	6.43%	9.16%	119	167
苫前町	14.27%	17.20%	99	123	平取町	15.85%	17.33%	120	126
羽幌町	9.62%	10.62%	142	159	新冠町	15.41%	16.69%	123	135
初山別村	16.20%	17.53%	46	51	浦河町	8.77%	10.22%	149	175
遠別町	10.31%	6.72%	54	36	様似町	1.11%	1.32%	9	11
天塩町	12.05%	11.63%	60	57	えりも町	2.49%	3.37%	17	23
稚内市	3.25%	3.47%	146	157	新ひだか町	5.80%	8.38%	190	279
猿払村	9.90%	9.09%	31	25	帯広市	21.02%	22.69%	3,701	4,085
浜頓別町	9.38%	11.32%	47	60	音更町	17.64%	22.26%	847	1,125
中頓別町	10.10%	10.69%	30	31	士幌町	0.68%	2.31%	6	20
枝幸町	8.69%	7.88%	113	105	上士幌町	8.13%	9.63%	71	72
豊富町	19.25%	19.89%	108	113	鹿追町	7.77%	5.77%	55	43
礼文町	2.98%	4.42%	16	23	新得町	6.63%	6.98%	80	82
利尻町	5.44%	5.75%	27	28	清水町	4.66%	4.95%	76	81
利尻富士町	9.87%	7.75%	54	40	芽室町	8.90%	9.77%	198	219
幌延町	17.19%	15.33%	49	42	中札内村	21.44%	25.05%	110	130
北見市	21.65%	22.22%	3,395	3,569	更別村	36.87%	34.94%	191	181
網走市	9.67%	12.16%	450	579	大樹町	4.14%	5.04%	37	43
紋別市	6.62%	7.02%	235	252	広尾町	5.14%	7.66%	59	91
美幌町	4.76%	5.36%	149	170	幕別町	7.30%	8.38%	252	292
津別町	2.90%	3.79%	32	40	池田町	23.14%	24.13%	320	352
斜里町	5.09%	5.21%	89	91	豊頃町	9.09%	9.37%	59	61
清里町	10.12%	11.95%	73	79	本別町	3.79%	4.77%	54	67
小清水町	8.08%	8.58%	75	81	足寄町	1.51%	2.66%	21	37
訓子府町	5.40%	6.06%	49	55	陸別町	5.08%	9.07%	24	43
置戸町	16.34%	13.26%	99	81	浦幌町	4.70%	5.00%	47	51
佐呂間町	6.90%	7.95%	72	82	釧路市	7.30%	7.93%	1,600	1,783
遠軽町	4.24%	3.65%	148	127	釧路町	9.16%	8.59%	158	152
湧別町	13.60%	14.97%	233	250	厚岸町	23.52%	22.83%	366	360
滝上町	8.85%	10.03%	56	63	浜中町	11.93%	14.14%	102	114
興部町	7.52%	7.68%	47	50	標茶町	17.61%	16.81%	218	208
西興部村	45.35%	49.70%	78	84	弟子屈町	12.65%	11.06%	143	128
雄武町	19.70%	18.11%	145	134	鶴居村	31.68%	32.82%	102	106
大空町	7.98%	7.13%	101	89	白糠町	10.50%	9.88%	150	141
室蘭市	21.90%	24.14%	2,869	3,209	根室市	15.82%	17.94%	589	692
苫小牧市	24.98%	26.56%	4,355	4,647	別海町	6.56%	6.41%	115	112
登別市	18.22%	18.94%	1,209	1,277	中標津町	4.20%	4.58%	97	106
伊達市	9.24%	9.53%	510	536	標津町	4.22%	13.58%	28	93
豊浦町	9.89%	10.98%	70	87	羅臼町	2.54%	2.74%	17	19
壮瞥町	40.98%	40.00%	184	176	道平均	12.02%	12.93%	79,399	86,594

後期高齢者市町村別健診受診率

市町村名	受診率(%)		受診者数(人)		市町村名	受診率(%)		受診者数(人)	
	2013年	2014年	2013年	2014年		2013年	2014年	2013年	2014年
札幌市	11.76%	12.47%	22,440	24,051	赤井川村	28.02%	28.13%	51	45
江別市	4.22%	4.57%	564	627	夕張市	5.17%	6.64%	130	161
千歳市	4.82%	4.89%	370	391	岩見沢市	5.22%	5.20%	632	632
恵庭市	13.50%	13.38%	921	950	美唄市	4.90%	4.88%	208	210
北広島市	9.99%	11.05%	628	727	芦別市	5.99%	5.83%	187	180
石狩市	7.93%	9.09%	537	630	赤平市	13.78%	13.49%	314	302
当別町	17.10%	18.21%	366	392	三笠市	2.42%	3.14%	50	64
新篠津村	29.40%	26.43%	147	134	滝川市	2.09%	2.31%	118	132
函館市	13.00%	15.36%	4,937	5,909	砂川市	8.63%	10.45%	267	325
北斗市	3.05%	3.65%	167	203	歌志内市	7.29%	8.52%	59	68
松前町	21.26%	23.11%	341	373	深川市	5.37%	6.77%	203	261
福島町	5.91%	6.87%	55	64	南幌町	14.07%	16.60%	139	159
知内町	11.69%	11.71%	88	87	奈井江町	4.86%	5.74%	52	60
木古内町	18.88%	17.67%	185	176	上砂川町	7.65%	8.00%	64	66
七飯町	2.48%	2.49%	92	96	由仁町	7.49%	8.37%	78	88
鹿部町	6.50%	8.47%	31	41	長沼町	6.19%	6.56%	110	115
森町	4.12%	3.96%	101	96	栗山町	2.58%	2.45%	55	53
八雲町	7.29%	8.96%	185	224	月形町	17.27%	17.83%	110	112
長万部町	2.78%	4.10%	35	52	浦臼町	14.73%	20.76%	62	82
江差町	6.33%	5.92%	77	75	新十津川町	8.96%	8.92%	110	113
上ノ国町	5.36%	12.18%	49	115	妹背牛町	9.06%	10.21%	60	68
厚沢部町	7.75%	8.35%	64	71	秩父別町	19.59%	18.20%	105	97
乙部町	7.10%	6.54%	53	51	雨竜町	5.22%	5.78%	26	24
奥尻町	2.74%	0.39%	14	2	北竜町	14.49%	14.04%	61	57
今金町	17.99%	17.40%	170	181	沼田町	6.70%	11.57%	39	67
せたな町	9.59%	10.28%	170	181	旭川市	20.39%	21.46%	8,603	9,325
小樽市	7.20%	7.84%	1,501	1,677	士別市	9.31%	11.63%	333	430
島牧村	4.36%	3.45%	14	11	名寄市	8.51%	9.03%	348	377
寿都町	46.15%	56.59%	258	309	富良野市	5.84%	5.45%	194	184
黒松内町	18.08%	18.36%	94	96	鷹栖町	43.85%	43.39%	460	463
蘭越町	15.73%	18.09%	134	155	東神楽町	6.65%	7.47%	67	77
二セコ町	10.10%	9.69%	59	59	当麻町	7.29%	8.41%	103	121
真狩村	6.53%	5.04%	22	17	比布町	13.84%	16.19%	112	131
留寿都村	14.12%	15.27%	37	40	愛別町	19.30%	18.21%	122	120
喜茂別町	19.18%	14.69%	80	62	上川町	11.53%	9.20%	95	74
京極町	10.06%	11.00%	50	56	東川町	15.28%	17.02%	158	175
倶知安町	10.00%	10.22%	156	159	美瑛町	9.14%	9.82%	169	184
共和町	14.08%	14.52%	128	131	上富良野町	34.12%	35.92%	534	574
岩内町	4.53%	5.21%	89	102	中富良野町	25.38%	37.53%	219	328
泊村	5.73%	5.58%	16	15	南富良野町	22.33%	24.10%	94	100
神恵内村	6.03%	12.44%	12	25	占冠村	32.16%	33.14%	55	56
積丹町	9.98%	11.63%	52	57	和寒町	42.49%	45.90%	348	369
古平町	9.65%	8.66%	71	64	剣淵町	6.94%	5.81%	43	36
仁木町	5.88%	5.62%	36	36	下川町	7.07%	7.63%	50	50
余市町	5.28%	5.30%	169	171	美深町	18.48%	18.22%	178	176

新十津川町	○		初診時一部負担金相当額を助成	○		
妹背牛町	15歳の年度末まで制限なし		15歳の年度末まで全額助成	○	15歳の年度末まで全額助成	
秋父別町	18歳の年度末まで制限なし		18歳の年度末まで全額助成	○	18歳の年度末まで全額助成	
雨竜町			15歳の年度末まで全額助成	○	15歳の年度末まで全額助成	
東神楽町	○		小中学生は全額助成	小中学生は全額助成	小中学生は全額助成	
当麻町			中学校卒業まで全額助成	20歳到達月まで全額助成	20歳到達月まで全額助成	
比布町	中学生まで所得制限なし		中学生卒業まで全額助成	○		
上川町			中学生卒業まで全額助成	○		
東川町					児童扶養手当の所得制限(養育者等)以下の課税世帯も対象	
美瑛町	中学生まで所得制限なし		中学生卒業まで全額助成	○	中学卒業前及び町民税均等割のみ世帯全額助成	
上富良野町			就学前児童全額助成	就学前児童全額助成		
中富良野町			中学校卒業まで全額助成	中学校卒業まで全額助成		
占冠村	○		○	○		
和寒町	○		初診時一部負担金に			
下川町	中学生まで所得制限なし		中学生まで全額助成	中学生まで全額助成	中学生まで全額助成	
音威子府村	中学生まで所得制限なし		中学生まで全額助成	○	中学生まで全額助成	
中川町	18歳の年度末まで所得制限なし		18歳の年度末まで全額助成	○	18歳の年度末まで全額助成	
苫前町	18歳年度末までで所得制限なし		18歳年度末まで全額助成	18歳年度末まで全額助成	18歳年度末まで全額助成	
羽幌町			中学生まで全額助成	中学生まで全額助成	中学生まで全額助成	
初山別村	15歳の年度末まで制限なし		15歳の年度末まで全額助成	15歳の年度末まで全額助成	15歳の年度末まで全額助成	
利尻町				3歳未満のみ全額助成		
美幌町			1割負担の1/2を助成	○		・通院：6,000円 ・入院：22,200円
津別町					中学校3年生まで	
斜里町			就学前は全額助成 小・中学生は入院のみ全額助成	○		
清里町				○		
小清水町	○			○		
訓子府町	○				小学校6年生まで	
置戸町					小学校就学前まで	
遠軽町				○		
湧別町				○		
大空町			1割負担の1/2助成(中学校卒業までは全額助成)	○		・通院：6,000円 ・入院：22,200円
豊浦町			高校生まで全額助成	○(高校生まで)	高校生まで全額助成	
壮瞥町			中学生まで全額助成	○(中学生まで)	中学生まで全額助成	
厚真町	○				・就学前 ・世帯合計所得240万円未満の課税世帯	
安平町			中学生までは初診時一部負担金		中学生まで	
日高町			15歳の年度末まで全額助成	15歳の年度末まで全額助成	15歳の年度末まで全額助成	
新冠町			15歳の年度末まで全額助成	15歳の年度末まで全額助成	15歳の年度末まで全額助成	
様似町			中学生まで全額助成	○(中学生まで)	中学生まで全額助成	
音更町			就学前全額助成	○	就学前全額助成	
士幌町				○		
上士幌町			中学卒業まで全額助成	○	中学卒業まで全額助成	
鹿追町			中学卒業まで全額助成・高校生以上は1割負担の1/2を助成	○(中学卒業まで)	中学卒業まで全額助成	
新得町			中学卒業まで自己負担分を全額助成	中学卒業まで自己負担分を全額助成	中学卒業まで自己負担分を全額助成	
芽室町	小学生まで		就学前は全額助成・小学生は入院の自己負担分全額助成	○		
中札内村	○		○	○		
更別町			中学卒業まで自己負担分を全額助成	○	15歳年度末全額助成	
大樹町			中学卒業まで自己負担分を全額助成	中学卒業まで全額助成	中学卒業まで全額助成	
広尾町	○					
池田町			中学卒業まで全額助成	○	全額助成	
豊頃町			中学卒業まで自己負担分を全額助成	○		
本別町				○		
足寄町			就学前まで全額助成	中学卒業まで全額助成	中学卒業まで全額助成	
陸別町	○		中学卒業まで自己負担分を全額助成	中学卒業まで自己負担分を全額助成	中学卒業まで自己負担分を全額助成	
浦幌町			中学卒業まで自己負担分を全額助成	中学卒業まで自己負担分を全額助成	中学卒業まで自己負担分を全額助成	
釧路町				○		
浜中町	○		15歳(義務教育終了)まで全額助成	15歳(義務教育終了)まで全額助成	15歳(義務教育終了)まで全額助成	
標茶町	○					
弟子屈町						入院：20,200円
鶴居村	○		15歳(義務教育終了)まで全額助成 初診時一部負担金のみ自己負担(非課税世帯と同様)	15歳(義務教育終了)まで全額助成	15歳(義務教育終了)まで全額助成	
白糖町			15歳(義務教育終了)まで全額助成	○	15歳(義務教育終了)まで全額助成	
標津町			18歳に到達した最初の3月31日まで全額助成	18歳に到達した最初の3月31日まで全額助成	18歳に到達した最初の3月31日まで全額助成	
羅臼町						
拡大市町村数	38	1	83	86	69	8

重度心身障がい者医療給付事業の市町村における自己負担額軽減実施状況 (2015.4.1現在)

◎北海道の補助基準

- 所得制限：特別障害者手当に準拠(扶養義務者の所得～扶養親族なし：6,287千円、扶養親族3人：6,962千円)
- 自己負担額：市町村民税課税世帯～総医療費の1割
市町村民税非課税世帯～初診時一部負担金(医科580円、歯科510円、柔整270円)
- 月額負担上限額：通院12,000円、入院44,400円

◎市町村拡大実施内容

※空欄の箇所は北海道の補助基準と同様となっています。

※内容が変更になることがありますが、詳しくは各市町村の医療給付事業担当課におたずねください。

市町村名	制限なし	制限緩和あり	課税世帯(自己負担1割)への市町村助成	初診時一部負担金の市町村助成	初診時一部負担金の対象者拡大	月額限度額
札幌市			就学前児童を初診時一部負担金のみに		就学前	1医療機関当たり 3,000円/月(通院)
旭川市			初診時一部負担金相当額を助成	○		
釧路市				○		
帯広市				○	就学前全額助成	
北見市					就学前	
夕張市			就学前児童全額助成	就学前児童全額助成	就学前児童全額助成	
岩見沢市			小学3年生まで…全額助成 小学4～6年生…入院のみ全額助成	○	小学3年生まで…全額助成 小学4～6年生…入院のみ全額助成	
網走市			中学校卒業前まで入院費用を全額助成	○		
苫小牧市					就学前	
稚内市						・通院： 8,000円 ・入院：24,600円
芦別市			就学前児童…全額助成		就学前児童…全額助成	
江別市			3歳～満12歳の年度末までの児童の自己負担額が初診時一部負担金(入院のみ)		3歳～満12歳の年度末までの児童の入院	
赤平市			中学生卒業まで全額助成	中学生卒業まで全額助成	中学生卒業まで全額助成	
紋別市			15歳年度末まで初診時一部負担金		15歳年度末まで初診時一部負担金	
士別市			小学生まで全額助成 中学生入院のみ全額助成	○	小学生まで全額助成 中学生入院のみ全額助成	
名寄市			就学前は全額助成 小学生は入院のみ全額助成	就学前は全額助成 小学生は入院のみ全額助成	就学前は全額助成 小学生は入院のみ全額助成	
根室市				○		
滝川市			就学前児童…全額助成		就学前児童…全額助成	
砂川市			就学前児童…全額助成		就学前児童…全額助成	
歌志内市		15歳の年度末まで制限なし	18歳の年度末まで全額助成	18歳の年度末まで全額助成	18歳の年度末まで全額助成	
深川市			15歳の年度末まで全額助成	15歳の年度末まで全額助成	15歳の年度末まで全額助成	
富良野市				○		
恵庭市			就学前まで初診時一部負担金に		就学前	
北広島市			就学前まで初診時一部負担金	○(就学前が市内受診の場合)	就学前	
石狩市			就学前児童を初診時一部負担金のみに		就学前	
北斗市	○		○	○		
松前町			18歳の年度末まで全額助成	18歳の年度末まで全額助成	18歳の年度末まで全額助成	
福島町			18歳の年度末まで全額助成	18歳の年度末まで全額助成	18歳の年度末まで全額助成	
知内町			中学卒業の年度末まで全額助成	○	中学卒業の年度末まで全額助成	
木古内町			○	○		
七飯町	○		○	○		
森町			15歳の年度末まで全額助成	15歳の年度末まで全額助成		
八雲町	未就学児のみ制限なし		未就学児全額助成	未就学児全額助成		
長万部町			初診時一部負担金に	○	15歳の年度の年度末まで全額助成	
江差町	○		18歳の年度末まで全額助成	18歳の年度末まで全額助成	18歳の年度末まで全額助成	
厚沢部町	○					8,000円/月(入通院 合算)
せたな町						・通院： 6,000円 ・入院：22,200円
島牧村	3歳未満は制限なし					
黒松内町			中学校卒業する年度末まで全額助成	○	中学卒業する年度まで全額助成	
蘭越町	○		18歳の年度末まで全額助成	18歳の年度末まで全額助成	18歳の年度末まで全額助成	
二セコ町			中学卒業する年度末まで全額助成	○	中学卒業する年度まで全額助成	
留寿都村	○		○			
共和町	○					
泊村	○		○	○		
神恵内村	○			○		
仁木町	○					
余市町	○					
奈井江町	○		18歳の年度末まで全額助成	○		
上砂川町			18歳の年度末まで全額助成	○	15歳の年度末まで全額助成	
由仁町			15歳の年度末まで全額助成。ただし、道の乳幼児医療の所得制限による非該当者は総医療費の1割自己負担	○	15歳の年度末まで全額助成。ただし、道の乳幼児医療の所得制限による非該当者は総医療費の1割自己負担	道の乳幼児医療の所得制限による非該当者の自己負担限度額 通院 12,000円 入院 44,400円
長沼町	15歳の年度末まで制限なし		15歳の年度末まで全額助成	15歳の年度末まで全額助成	15歳の年度末まで全額助成	
栗山町				○(町外医療機関は入院のみ)	18歳の年度末まで(町外医療機関は入院のみ)全額助成	
浦臼町			18歳の年度末まで全額助成	○	18歳の年度末まで全額助成	